

令和3年第4回（12月）上越市議会定例会

文教経済常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第117号	上越市総合体育館条例の一部改正について	スポーツ推進課	1～2
議案第120号	上越市地域生涯学習センター条例の一部改正について	社会教育課	3～4
議案第121号	上越市使用料の徴収に関する条例の一部改正について	スポーツ推進課	5～6
議案第122号	上越市体育施設条例の一部改正について	スポーツ推進課	7～9
議案第140号	指定管理者の指定について（菱の里）	教育総務課	10～12
議案第141号	指定管理者の指定について（上越科学館）	社会教育課	13～15
議案第102号	令和3年度上越市一般会計補正予算（第5号）	教育総務課ほか	16～22

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第117号
提出課	スポーツ推進課

上越市総合体育館条例の一部改正について

1 改正理由

大規模改修工事により、新たに冷暖房設備を設置すること等に伴い、受益者負担の適正化を図るため、令和4年4月1日から利用料金の上限額を改定するもの

2 改正内容

施設の利用料金及び附属設備利用料金を改定する。（別表関係）

3 施行期日

令和4年4月1日

4 上越市総合体育館条例改正案新旧対照表

（下線部分及び太枠部分が改正箇所）

改正案					改正前				
別表（第15条関係） (1) 施設利用料金					別表（第15条関係） (1) 施設利用料金				
施設名	占用利用 の上限額 (1時間 につき)	共用利用の上限額 (1人につき)			施設名	占用利用 の上限額 (1時間 につき)	共用利用の上限額 (1人につき)		
		区分	2時間 につき	1月 につき			区分	2時間 につき	1月 につき
競技場	2,480円	一般	500円	2,000円	競技場	1,530円	一般	310円	1,240円
		中学生	250円	1,000円			中学生	160円	640円
		以下					以下		
卓球場	560円	一般	280円	1,120円	卓球場	460円	一般	230円	920円
		中学生	140円	560円			中学生	120円	480円
		以下					以下		
柔剣道場	560円	一般	280円	1,120円	柔剣道場	460円	一般	230円	920円
		中学生	140円	560円			中学生	120円	480円
		以下					以下		
(略)					(略)				
ミーテ ィング ルーム	500円				ミーテ ィング ルーム	410円			
本部室	140円				本部室	110円			
備考 略					備考 略				

改正案		改正前																							
(2) 附属設備利用料金		(2) 附属設備利用料金																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>単位</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">競技場</td> <td>放送設備</td> <td>1 時間に つき</td> <td>110 円</td> </tr> <tr> <td>温水シャワー</td> <td>1 人 1 回に つき</td> <td>110 円</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	単位	上限額	競技場	放送設備	1 時間に つき	110 円	温水シャワー	1 人 1 回に つき	110 円		<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>単位</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">競技場</td> <td>照明設備</td> <td rowspan="2">1 時間に つき</td> <td>720 円</td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td>110 円</td> </tr> <tr> <td>温水シャワー</td> <td>1 人 1 回に つき</td> <td>110 円</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	単位	上限額	競技場	照明設備	1 時間に つき	720 円	放送設備	110 円	温水シャワー	1 人 1 回に つき	110 円
設備名	単位	上限額																							
競技場	放送設備	1 時間に つき	110 円																						
	温水シャワー	1 人 1 回に つき	110 円																						
設備名	単位	上限額																							
競技場	照明設備	1 時間に つき	720 円																						
	放送設備		110 円																						
	温水シャワー	1 人 1 回に つき	110 円																						
備考		備考																							
<p>1 営利若しくは営業上の目的で利用する場合又は入場料を徴収する場合で競技場の_____放送設備を利用するときの上限額は、定額の 200 パーセントの額とする。</p> <p>2 市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない団体が競技場の_____放送設備を利用する場合の上限額は、定額の 200 パーセントの額とする。</p> <p>3 競技場の_____放送設備の利用時間が 1 時間に満たないときは、1 時間として計算する。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>4 備考 1 及び備考 2 のいずれにも_____該当する場合の上限額は、定額にそれぞれの割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 略</p>		<p>1 営利若しくは営業上の目的で利用する場合又は入場料を徴収する場合で競技場の<u>照明設備、電光得点表示板又は放送設備</u>を利用するときの上限額は、定額の 200 パーセントの額とする。</p> <p>2 市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない団体が競技場の<u>照明設備、電光得点表示板又は放送設備</u>を利用する場合の上限額は、定額の 200 パーセントの額とする。</p> <p>3 競技場の<u>照明設備、電光得点表示板又は放送設備</u>の利用時間が 1 時間に満たないときは、1 時間として計算する。</p> <p>4 <u>競技場を共用して利用する場合の照明設備の利用は、無料とする。</u></p> <p>5 <u>競技場の照明設備を利用する場合で利用する照明設備の数量が全体の 2 分の 1 以下であるときの上限額は、定額の 50 パーセントの額とする。</u></p> <p>6 備考 1、備考 2 及び備考 5 の規定のうち<u>複数のものに該当する場合の上限額は、定額にそれぞれの割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>7 略</p>																							

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第120号
提 出 課	社会教育課

上越市地域生涯学習センター条例の一部改正について

- 改正理由
施設の利用実態を踏まえ、供用を廃止するもの
- 改正内容
船倉地域生涯学習センターの供用を廃止する。(第2条、別表関係)
- 施行期日
令和4年4月1日

4 上越市地域生涯学習センター条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案			改 正 前		
第2条 略			第2条 略		
名称		位置	名称		位置
(略)			(略)		
菱里地域生涯学習センター	上越市安塚区 円平坊 941 番地		菱里地域生涯学習センター	上越市安塚区 円平坊 941 番地	
(削除)			船倉地域生涯学習センター	上越市安塚区 上船倉 804 番地	
須川地域生涯学習センター	上越市安塚区 須川 9005 番地		須川地域生涯学習センター	上越市安塚区 須川 9005 番地	
(略)			(略)		
別表(第9条関係)			別表(第9条関係)		
施設名		使用料 (1時間につき)	施設名		使用料 (1時間につき)
(略)			(略)		
菱里地域生涯学習センター	体育館	840円	菱里地域生涯学習センター	体育館	840円
	会議室	120円		会議室	120円
	視聴覚室	220円		視聴覚室	220円
			船倉地域生涯学習センター	体育館	600円
				食体験室	270円

改 正 案			改 正 前				
			(削除)			コミュニティ室	260 円
						第 1 陶芸体験室	210 円
						第 2 陶芸体験室	230 円
						第 1 木工体験室	230 円
						第 2 木工体験室	210 円
						休憩室	210 円
						第 1 交流室	260 円
						第 2 交流室	260 円
須川地域生涯学習センター	体育館	600 円	須川地域生涯学習センター	体育館	600 円		
(略)			(略)				
備考 略			備考 略				

<参考>施設の概要

施設名称	船倉地域生涯学習センター
所在地	上越市安塚区上船倉 804 番地
構造	木造、鉄骨造 2 階建て
延床面積	1,378 m ²
設置年度	昭和 12 年度
設置目的	地域における市民の生涯学習及び生涯スポーツを推進することにより、文化の振興及び市民の健康の増進を図るため、地域生涯学習センターを設置する。

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第 1 2 1 号
提 出 課	スポーツ推進課

上越市使用料の徴収に関する条例の一部改正について

- 1 改正理由
設備の利用実態を踏まえ、供用を廃止するもの
- 2 改正内容
清里中学校屋外運動場照明設備の供用を廃止する。（別表関係）
- 3 施行期日
令和 4 年 4 月 1 日
- 4 上越市使用料の徴収に関する条例改正案新旧対照表

（下線部分及び太枠部分が改正箇所）

改 正 案	改 正 前																
別表（第 2 条関係） (1) 小学校及び中学校 ア 略 イ 照明設備使用料 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">使用料（1 時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>春日中学校屋外運動場</td> <td style="text-align: center;">2, 4 5 0 円</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (削除) <p>備考 1～3 略</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>4 備考 1 及び備考 2 のいずれにも _____ 該当する場合の使用料は、定額使用料にそれぞれの割合を乗じて得た額とする。</p> (2) 略	施設名	使用料（1 時間につき）	（略）		春日中学校屋外運動場	2, 4 5 0 円			別表（第 2 条関係） (1) 小学校及び中学校 ア 略 イ 照明設備使用料 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">使用料（1 時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>春日中学校屋外運動場</td> <td style="text-align: center;">2, 4 5 0 円</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>清里中学校屋外運動場</td> <td style="text-align: center;">2, 4 5 0 円</td> </tr> </tbody> </table> 備考 1～3 略 4 <u>清里中学校屋外運動場の照明設備を利用する場合で利用する照明設備の数量が全体の 2 分の 1 以下であるときの使用料は、定額使用料の 5 0 パーセントの額とする。</u> 5 <u>備考 1、備考 2 及び備考 4 の規定のうち複数のものに該当する場合の使用料は、定額使用料にそれぞれの割合を乗じて得た額とする。</u> (2) 略	施設名	使用料（1 時間につき）	（略）		春日中学校屋外運動場	2, 4 5 0 円	清里中学校屋外運動場	2, 4 5 0 円
施設名	使用料（1 時間につき）																
（略）																	
春日中学校屋外運動場	2, 4 5 0 円																
施設名	使用料（1 時間につき）																
（略）																	
春日中学校屋外運動場	2, 4 5 0 円																
清里中学校屋外運動場	2, 4 5 0 円																

<参考>施設の概要

施設名称	照明設備（清里中学校屋外運動場内）
所在地	上越市清里区岡野町 1525 番地
構造	屋外照明塔
設置数	7 基
設置年度	昭和 59 年度

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第 1 2 2 号
提 出 課	スポーツ推進課

上越市体育施設条例の一部改正について

- 1 改正理由
施設の利用実態を踏まえ、供用を廃止するもの
- 2 改正内容
上越市浦川原運動広場の供用を廃止する。（別表第 1、別表第 3 関係）
- 3 施行期日
令和 4 年 4 月 1 日
- 4 上越市体育施設条例改正案新旧対照表

（太枠部分が改正箇所）

改 正 案	改 正 前																																																																																								
<p>別表第 1（第 2 条、第 8 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 15%;">位置</th> <th style="width: 20%;">利用時間</th> <th style="width: 50%;">休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>上越市浦川原体育館</td> <td>上越市浦川原区六日町 150 番地</td> <td>9:00 ～ 22:00（日曜日） にあっては 9:00～17:00、月曜日 にあっては 17:00～22:00</td> <td>12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td>上越市浦川原プール</td> <td>上越市浦川原区顕聖寺 100 番地 1</td> <td>10:00 ～ 17:15</td> <td>9 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 3（第 1 3 条関係）</p> <p>(1) 施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">施設名</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">占有使用料 (1 つき)</th> <th colspan="3" style="width: 70%;">共用使用料 (1 人に)</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">時間区分</th> <th style="width: 15%;">2 時間</th> <th style="width: 15%;">1 月につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>につき</td> <td>につき</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	利用時間	休館日	(略)				上越市浦川原体育館	上越市浦川原区六日町 150 番地	9:00 ～ 22:00（日曜日） にあっては 9:00～17:00、月曜日 にあっては 17:00～22:00	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで	(削除)				上越市浦川原プール	上越市浦川原区顕聖寺 100 番地 1	10:00 ～ 17:15	9 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで	(略)				施設名	占有使用料 (1 つき)	共用使用料 (1 人に)			時間区分	2 時間	1 月につき				につき	につき	(略)					<p>別表第 1（第 2 条、第 8 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 15%;">位置</th> <th style="width: 20%;">利用時間</th> <th style="width: 50%;">休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>上越市浦川原体育館</td> <td>上越市浦川原区六日町 150 番地</td> <td>9:00 ～ 22:00（日曜日） にあっては 9:00～17:00、月曜日 にあっては 17:00～22:00</td> <td>12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで</td> </tr> <tr> <td>上越市浦川原運動広場</td> <td>上越市浦川原区長走 576 番地 1</td> <td>日の出～22:00</td> <td>教育委員会 が定める日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上越市浦川原区長走 579 番地</td> <td>日の出～22:00</td> <td>教育委員会 が定める日</td> </tr> <tr> <td>上越市浦川原プール</td> <td>上越市浦川原区顕聖寺 100 番地 1</td> <td>10:00 ～ 17:15</td> <td>9 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 3（第 1 3 条関係）</p> <p>(1) 施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">施設名</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">占有使用料 (1 つき)</th> <th colspan="3" style="width: 70%;">共用使用料 (1 人に)</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">時間区分</th> <th style="width: 15%;">2 時間</th> <th style="width: 15%;">1 月につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>につき</td> <td>につき</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	利用時間	休館日	(略)				上越市浦川原体育館	上越市浦川原区六日町 150 番地	9:00 ～ 22:00（日曜日） にあっては 9:00～17:00、月曜日 にあっては 17:00～22:00	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで	上越市浦川原運動広場	上越市浦川原区長走 576 番地 1	日の出～22:00	教育委員会 が定める日		上越市浦川原区長走 579 番地	日の出～22:00	教育委員会 が定める日	上越市浦川原プール	上越市浦川原区顕聖寺 100 番地 1	10:00 ～ 17:15	9 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで	(略)				施設名	占有使用料 (1 つき)	共用使用料 (1 人に)			時間区分	2 時間	1 月につき				につき	につき	(略)				
名称	位置	利用時間	休館日																																																																																						
(略)																																																																																									
上越市浦川原体育館	上越市浦川原区六日町 150 番地	9:00 ～ 22:00（日曜日） にあっては 9:00～17:00、月曜日 にあっては 17:00～22:00	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで																																																																																						
(削除)																																																																																									
上越市浦川原プール	上越市浦川原区顕聖寺 100 番地 1	10:00 ～ 17:15	9 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで																																																																																						
(略)																																																																																									
施設名	占有使用料 (1 つき)	共用使用料 (1 人に)																																																																																							
		時間区分	2 時間	1 月につき																																																																																					
			につき	につき																																																																																					
(略)																																																																																									
名称	位置	利用時間	休館日																																																																																						
(略)																																																																																									
上越市浦川原体育館	上越市浦川原区六日町 150 番地	9:00 ～ 22:00（日曜日） にあっては 9:00～17:00、月曜日 にあっては 17:00～22:00	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで																																																																																						
上越市浦川原運動広場	上越市浦川原区長走 576 番地 1	日の出～22:00	教育委員会 が定める日																																																																																						
	上越市浦川原区長走 579 番地	日の出～22:00	教育委員会 が定める日																																																																																						
上越市浦川原プール	上越市浦川原区顕聖寺 100 番地 1	10:00 ～ 17:15	9 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで																																																																																						
(略)																																																																																									
施設名	占有使用料 (1 つき)	共用使用料 (1 人に)																																																																																							
		時間区分	2 時間	1 月につき																																																																																					
			につき	につき																																																																																					
(略)																																																																																									

改正案					改正前														
上越市浦川原体育館	体育室	1,320円	一般	360円	1,440円	上越市浦川原体育館	体育室	1,320円	一般	360円	1,440円								
			中学生以下	180円	720円				中学生以下	180円	720円								
	ステージ	240円						ステージ	240円										
	剣道兼卓球場	720円	一般	360円	1,440円			剣道兼卓球場	720円	一般	360円	1,440円							
			中学生以下	180円	720円					中学生以下	180円	720円							
	トレーニングルーム	240円	一般	240円	960円			トレーニングルーム	240円	一般	240円	960円							
			中学生	120円	480円					中学生	120円	480円							
会議室	240円					会議室	240円												
ランニング走路		一般	160円	640円		ランニング走路		一般	160円	640円									
		中学生以下	80円	320円				中学生以下	80円	320円									
(削除)					(削除)														
										上越市浦川原プール		一般	270円		上越市浦川原プール		一般	270円	
												中学生以下	180円				中学生以下	180円	
(略)					(略)														
備考 略					備考 略														
(2) 附属設備使用料					(2) 附属設備使用料														
設備名		単位	使用料		設備名		単位	使用料											
(略)					(略)														
上越市浦川原体育館	体育室	照明設備	1時間につき	310円	上越市浦川原体育館	体育室	照明設備	1時間につき	310円										
(削除)					(削除)														
										上越市大島多目的ホール	大ホール	照明設備	1時間につき	310円	上越市大島多目的ホール	大ホール	照明設備	1時間につき	310円
(略)					(略)														
備考 略					備考 略														

<参考>施設の概要

施設名称	上越市浦川原運動広場
所在地	上越市浦川原区長走 576 番地 1 ほか
構造	野球場、トレーニング棟
敷地面積	14,809.29 m ²
設置年度	昭和 59 年度
設置目的	広く市民が、スポーツを通じて心身の健全な発展と明るく豊かな生活の形成に寄与することを目的として、体育施設を設置する。

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第140号
提出課	教育総務課

指定管理者の指定について（菱の里）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	社会福祉法人上越市社会福祉協議会
所在地	新潟県上越市木田新田1丁目1番3号
設立年月日	昭和43年4月23日
設立目的	上越市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。
団体の事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 ④ ①から③のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 ⑤ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 ⑥ 共同募金事業への協力 ⑦ 居宅介護等事業の経営 ⑧ 老人デイサービス事業の経営 ⑨ 老人短期入所施設の経営 ⑩ 特別養護老人ホームの経営 ⑪ 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営 ⑫ 障害福祉サービス事業の経営 ⑬ 特定相談支援事業の経営 ⑭ 一般相談支援事業の経営 ⑮ 障害児相談支援事業の経営 ⑯ 移動支援事業の経営 ⑰ 福祉サービス利用援助事業 ⑱ 心配ごと相談事業 ⑲ 老人福祉センターの経営 ⑳ 成年後見制度に関する事業 ㉑ 生活支援体制整備事業 ㉒ その他この法人の目的達成のために必要な事業

(2) 指定の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(3) 指定の理由

社会福祉法人上越市社会福祉協議会が運営するやすづか学園の児童・生徒が、年間を通じて宿泊利用するため、公募は行わず、社会福祉法人上越市社会福祉協議会を指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

1 管理運営方針

- (1) 菱の里管理運営業務仕様書に基づき利用者が快適に当該施設を利用することができるよう、関係する法令、条例等を順守し、管理運営を行う。
- (2) やすづか学園の児童・生徒の利用に当たっては、安全で安心できる生活が送れるよう円滑な運営を行う。

2 サービスの向上

- (1) 丁寧な対応を心掛け、施設内外の環境整備を図り、施設を安全・安心かつ快適に利用できるよう努める。
- (2) やすづか学園の児童・生徒に対しては、心身ともにリラックスできる生活の場を提供する。

2 審査

(1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合するものでなければならない。

- ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービスの向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

(2) 候補者の決定方法

指定管理者選定基準に基づき、書類審査を行い、「適切な管理」「サービスの向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について評価を行った上で、総合的に申請者が指定管理者としての適格性について総合評価を実施し、候補者として決定する。

【審査結果】

総合評価の結果、適切であると評価し候補者として決定した。

3 債務負担行為の設定

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

①債務負担行為設定額	12,660
②今回の指定期間の指定管理料平均額	4,220
③前指定期間の指定管理料平均額	3,122
④指定管理料の増減額 (②－③)	1,098

(2) 主な増減理由

過去3か年の収支状況を踏まえ、市の基準に沿った積算を行った結果、人件費等が増加したため

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第141号
提出課	社会教育課

指定管理者の指定について（上越科学館）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	新東産業株式会社
所在地	東京都渋谷区渋谷2丁目12番19号
設立年月日	昭和41年12月20日
設立目的	次の事業を営むことを目的とする。
団体の事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 建物総合管理業務 ② 冷暖房電気設備運転保守管理業務 ③ 清掃一般業務 ④ 警備保障業務 ⑤ 冷暖房、給排水衛生電気設備等の設計並びに施工 ⑥ 建物に付随する委託代行管理業務及び諸設備の設計 ⑦ 建物工事、土木工事の請負施工 ⑧ 学校其の他各種団体の給食事業 ⑨ 発電所の電気設備の設計並びに施工 ⑩ 酒類の販売業務 ⑪ 労働者派遣事業 ⑫ 上記各号に附帯する一切の業務
管理の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ リージョンプラザ上越（平成29年4月から令和4年3月まで） ・ 上越市柿崎総合体育館ほか4施設（平成31年4月から令和6年3月まで）等

(2) 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 指定の理由

公募に応じた1社について、上越市教育委員会指定管理者選定委員会における出席委員全てが、指定管理者選定基準に基づいた総合評価で適切であると評価した新東産業株式会社を指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

1 運営方針
(1) 生活の中の科学、生活に役立つ科学を遊びながら学べる環境作り
(2) 子育て支援の一環として、いつ来ても親子と一緒に科学を楽しめる環境作り
(3) 科学を手段とした地域コミュニティの核となる施設運営
(4) 学校教育をサポートする役割を担いながら、利用者への触発・動機付けとなれる科学館の構築
2 実施事業等の提案
上越地域の科学・技術の拠点施設としてふさわしい良質な科学体験を提供し、科学的な知識の普及や科学に親しむ習慣の形成、科学リテラシーの向上に寄与するため、多様なサイエンス事業を実施する。

2 上越市教育委員会指定管理者選定委員会の審査概要

(1) 選定委員の構成

区分	氏名	所属・役職
学識経験者	佐藤 賢治	上越教育大学特任教授
経営精通者	岩崎 康文	(株)上越工産代表取締役社長
財務精通者	笹川 香織	税理士
施設の利用者の代表	大滝 幸治	公募市民
	小林 良一	公募市民
	樋口 優子	公募市民
市職員	市川 均	教育部長

(2) 選定委員会の開催

開催日	内容	出席委員
11月9日(火)	書類審査、面接審査、指定管理者候補の選定	7人

(3) 審査

ア 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合するものでなければならない。

- 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービスの向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

イ 候補者の決定方法

指定管理者選定基準に基づき、書類審査及び面接審査を行い、「経費の縮減」「適切な管理」「サービスの向上」「管理の安定」「平等な利用」「その他」の各項目について評価を行った上で、総合的に申請者が指定管理者としての適格性について総合評価を実施し、候補者として決定する。

【審査結果】

総合評価の結果、全ての委員が適切であると評価

【委員会の主な意見】

- ・コロナ禍のため、収支が心配である。
- ・良い企画をたくさん実施してもらいたい。

3 債務負担行為の設定

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

①債務負担行為設定額	239,990
②今回の指定期間の指定管理料平均額	47,998
③前指定期間の指定管理料平均額	47,615
④指定管理料の増減額 (②－③)	383

(2) 主な増額理由

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による利用料金収入等の減少を反映
- ・指定管理者の管理・運営努力を反映するための適正利益分を指定管理料基準額に加算

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第102号
提出課	教育総務課

歳出科目 (P152～P153)	10款1項4目	私学振興費等
------------------	---------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
私立幼稚園等教育振興事業	394,743	4,136	398,879

主な補正財源		主な経費	
一般財源	4,136	負担金補助及び交付金	4,136

○ 私立幼稚園等運営費補助金 4,136

【補正理由】

幼稚園児の感染症対策として、私立幼稚園においてトイレの手洗い場を自動水栓化する費用を助成し、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び衛生環境の改善を図るもの

【補正内容】

自動水栓化に係る工事費補助金 補助基準額 103,400円×40か所=4,136,000円

歳出科目 (P152～P153)	10款2項3目	学校建設費
------------------	---------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
小学校市単独事業	47,702	61,110	108,812

主な補正財源		主な経費	
一般財源	61,110	工事請負費	61,110

【補正理由】

児童・生徒の感染症対策として、市立小学校においてトイレの手洗い場を自動水栓化し、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び衛生環境の改善を図るもの

【補正内容】

自動水栓化工事 103,400円×591か所=61,109,400円

歳出科目 (P152～P153)	10款3項3目	学校建設費
------------------	---------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
中学校市単独事業	31,694	30,400	62,094

主な補正財源		主な経費	
一般財源	30,400	工事請負費	30,400

【補正理由】

児童・生徒の感染症対策として、市立中学校においてトイレの手洗い場を自動水栓化し、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び衛生環境の改善を図るもの

【補正内容】

自動水栓化工事 103,400円×294か所=30,399,600円

歳出科目 (P152～P153)	10款4項1目	幼稚園費
------------------	---------	------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
幼稚園施設管理費	6,433	104	6,537

主な補正財源		主な経費	
一般財源	104	工事請負費	104

【補正理由】

幼稚園児の感染症対策として、市立幼稚園においてトイレの手洗い場を自動水栓化し、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び衛生環境の改善を図るもの

【補正内容】

自動水栓化工事 103,400円×1か所=103,400円

提出課	社会教育課
-----	-------

歳出科目 (P 152～P 153)	10 款 5 項 1 目	社会教育総務費
--------------------	--------------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
上越科学館管理運営費	69,118	510	69,628

主な補正財源		主な経費	
一般財源	510	補償、補填及び賠償金	510

【補正理由】

県の特別警報の発令により、臨時休館の措置を講じたことに伴う減収分について補填を行うもの

【補正内容】

○指定管理減収補填金

項目	補正前	補正額	補正後
補償、補填及び賠償金	0	510	510
指定管理減収補填金	0	510	510

○補填対象施設

施設名	補填額	指定管理者
上越科学館	510	新東産業株式会社

○補填額の算定根拠

【算定式】

令和3年9月の収入見込額※ (A) - 令和3年9月の収入額 (B) - 経費削減額 (C)

※収入見込額

令和元年9月の収入額 × (令和3年4月～8月の収入額 / 令和元年4月～8月の収入額)

【補填額】

1,109千円 (A) - 556千円 (B) - 43千円 (C) = 510千円

※主な経費削減の内容

受付案内員の勤務体制の変更を行った。

提出課	教育総務課
-----	-------

歳出科目 (P152～P153)	10款5項5目	水族博物館費
------------------	---------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
水族博物館管理運営費	57,972	7,574	65,546

主な補正財源		主な経費	
繰入金	7,574	補償、補填及び賠償金	7,574

【補正理由】

県の特別警報の発令により、臨時休館の措置を講じたことに伴う減収分について補填を行うもの

【補正内容】

○指定管理減収補填金

項目	補正前	補正額	補正後
補償、補填及び賠償金	0	7,574	7,574
指定管理減収補填金	0	7,574	7,574

○補填対象施設

施設名	補填額	指定管理者
上越市立水族博物館	7,574	株式会社横浜八景島

○補填額の算定根拠

【算定式】

令和3年9月の収入見込額[※] (A) - 令和3年9月の収入額 (B) - 経費削減額 (C)

※収入見込額

令和元年9月の収入額 × (令和3年4月～8月の収入額 / 令和元年4月～8月の収入額)

【補填額】

21,718千円 (A) - 14,144千円 (B) - 0千円 (C) = 7,574千円

※主な経費削減の内容

水族博物館は、生物を飼育する施設であることから、臨時休館中も光熱水費などの基本経費の削減を図ることができない。

提出課	スポーツ推進課
-----	---------

歳出科目 (P152～P153)	10款6項5目	オールシーズンプール費
------------------	---------	-------------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
オールシーズンプール管理運営費	29,963	1,509	31,472

主な補正財源		主な経費	
一般財源	1,509	補償、補填及び賠償金	1,509

【補正理由】

県の特別警報の発令により、臨時休館の措置を講じたことに伴う減収分について補填を行うもの

【補正内容】

○指定管理減収補填金

項目	補正前	補正額	補正後
補償、補填及び賠償金	0	1,509	1,509
指定管理減収補填金	0	1,509	1,509

○補填対象施設

施設名	補填額	指定管理者
上越市立オールシーズンプール	1,509	株式会社新潟ビルサービス

○補填額の算定根拠

【算定式】

令和3年9月の収入見込額※ (A) - 令和3年9月の収入額 (B) - 経費削減額 (C)

※収入見込額

令和元年9月の収入額 × (令和3年4月～8月の収入額 / 令和元年4月～8月の収入額)

【補填額】

2,655千円 (A) - 520千円 (B) - 626千円 (C) = 1,509千円

※主な経費削減の内容

報償費、電気料及び水道料など